

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮要請について**

兵庫県では、3月後半以降、新型コロナウイルス新規感染者が200人を超える日があるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

○営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など
「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

2 実施期間・対象地域・協力金**(1) 神戸地域、阪神南地域**

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

(2) 阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 078-362-9921、受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501、受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年4月2日

「まん延防止等重点措置」に係る 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置実施区域」に指定されたことに伴い、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の飲食店に対する営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）を要請します。

この時短営業の要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔まん延防止等重点措置分〕」を支給します。申請受付は、要請期間終了後に開始します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行うことが必要です。

3 支給額

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔まん延防止等重点措置〕
対象期間	令和3年4月5日(月)～5月5日(水)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円(※)/店舗×時短営業日数（最大31日間） ※〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）〈中小企業もこの方式を選択可〉

※1 4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等

区域	4/1～4/4	4/5～4/21	4/22～5/5
神戸・尼崎・西宮・芦屋	〈県による時短要請〉	〔まん延防止等重点措置〕 @4～20万円×時短営業日数	
その他8市6町 (阪神北、東・中播磨)		@4万円×時短営業日数	

注) この措置は現時点における取扱方針である。

4 支給時期・申請方法

要請期間が終了後、申請受付を開始予定です。

具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。

(参考) 協力金単価の見直しについて(4月5日から)

【中小企業の場合】

前年度又は前々年度の 1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～	
1年間のおおよその 売上高	～約3,000万円	約3,000万円～約1億円	約1億円～	
事業所シェア	約8割	約1割	約1割	
協力金の金額	まん延防止等 重点地域	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高に応じて増加 売上高の4割	10万円/日
	その他地域	4万円/日		

注) この措置は現時点における取扱方針である。

【大企業の場合】

1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可